

ローカルマッチプロジェクト事業運営業務 企画提案仕様書

1 業務名称

ローカルマッチプロジェクト事業運営業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 事業目的

民間就職支援サイトに市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進し、就職を機会とした若者の道外への流出を減少させることを目的としている。

4 事業概要

市内の大学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから未掲載であった市内企業の情報を掲載することで、学生と市内企業とのマッチングを促進する。

5 事業費

11,000 千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

6 業務内容

受託事業者が運営する就職支援サイト（従業員の採用を計画する企業の情報を掲載し、求職者とのマッチングを図ることを目的としたウェブサイト）に札幌市内に本社を構える中小企業の情報を掲載し、札幌市内の大学に通う2022年卒業予定者（大学院生を含む。以下、「大卒予定者」という。）に当該企業の情報を効果的に発信する。

(1) 対象企業

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、札幌市内に本社を構え、以下の条件を満たす企業とする。

なお、掲載企業が基準を満たしていることは、受託事業者が確認すること。

ア 2022年4月から大卒予定者を北海道内で従事する正社員として雇用する予定がある企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業ではないこと。

ウ 過去に本事業の企業情報掲載をしたことがない企業。

エ 過去3年間、「前年度の登録学生数が40万人を超える新卒向け求人サイト」に掲載したことがない企業。

なお、受託事業者が運営していないサイトに掲載がないことについては、掲載応募企業からの申し出により確認することも可とする。

オ 法人市民税等の市税の滞納がないこと。

カ 事業主、または会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員でないこと。

キ 受託事業者が運営する就職情報サイトの掲載基準を満たすこと。

(2) 企業数

企業数 25 社以上。

なお、25 社を超える企業の掲載を行った場合でも委託費の追加は行わないため留意すること。

(3) 企業の募集

掲載企業を募集するため広報を実施する。

企業募集にあたってはチラシ等の広報物の作成や本市ホームページ等を活用し、事業周知をすること。

(4) 企業の決定

令和３年２月中旬～３月上旬に応募があった企業から以下により掲載企業を決定すること。

なお、事前に本市と協議の上、企業を決定することとする。

ア [６－(1)]の基準を満たす企業であること。

イ 掲載企業の業種は、応募企業が受託事業者の運営する就職支援サイトに掲載を希望するメインの業種が幅広い業種となるように選定すること。

ウ 採用意欲の高い企業であること。

エ 掲載終了後、事業効果確認のアンケート調査への同意があること。

(5) 掲載内容

受託事業者が運営する就職支援サイトに企業情報を掲載する場合の基本的なプランに基づくものとするが、以下の機能が基本的なプランに含まれていない場合は、これらの機能を付帯させて掲載すること。

また、【７－(1)－イ】の目標を達成するため、受託事業者の判断で基本的なプランを上回る情報の掲載をすることも可能とする。

ア 企業による情報発信機能

イ 実際に働く社員に関する情報の発信機能

(6) 掲載企業の周知方法

掲載企業が大卒予定者に認知されるよう、効果的な周知方法について提案すること。

なお、周知にあわせて本事業による掲載企業であることがわかるページを作成し、掲載すること。

(7) 掲載期間

掲載決定後に受託事業者が運営する就職支援サイトに掲載が可能となる最も早い日から順次掲載することとし、令和４年２月 28 日までを掲載期間とするが、掲載期間終了後も受託事業者の負担により掲載を続けることを妨げない。

なお、掲載企業側から採用予定数の充足等により掲載終了の希望があった場合は、掲載を終了する。

(8) 掲載企業の費用負担

受託事業者は掲載企業 1 社あたり 10 万円（税別）を受け取ることとし、受領後、

速やかに領収書等の写しを本市に提出すること。

また、本掲載料は、上記[6-(5)]の掲載内容に係る料金とし、掲載企業が自らの意思で、受託事業者が提供する掲載に伴う付帯サービスの購入を希望する場合は、本掲載料を超える料金を掲載企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金を予め掲載企業に提示し、了承をうけることとするともに、本市へ報告を行うものとする。

なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、本市は収納の仲介を行わない。

(9) 掲載企業の採用支援

企業情報掲載業務で情報を掲載した市内の中小企業に対して、自社の特徴の洗い出しや大卒予定者への効果的な訴求方法などを以下の手法により教示し、当該企業が求める人材を継続的に採用していけるよう採用力を高める。

ア 掲載企業向けセミナー開催による情報提供

掲載企業に対し、受託事業者が就職支援サイトの運営を通じて把握した大卒予定者の企業選びのポイントなどを情報提供し、就職支援サイトの効果的な利用方法など、大卒予定者への訴求方法をセミナー開催により教示すること。

なお、当該セミナーは就職支援サイトの掲載後速やかに開催すること。

イ 採用サポート担当による個別対応

掲載企業が抱える採用活動時の課題を解決するため、採用活動にノウハウを有する採用サポーターが電話やメール、訪問等によりサポートを実施すること。

(10) 合同企業説明会の開催

掲載企業等と市内大学生等とのマッチングを図るため、市内で合同企業説明会を開催すること。

ア 会場設営・運営業務

市内大学生等が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会が円滑に行われるよう、説明会全体の運営を行う。

会場は、掲載企業 25 社がブースを構えるのに十分な広さを確保すること。

イ 広報

開催する合同企業説明会に市内大学生等を誘導するため、効果的な広報を実施すること。

ウ 開催方法

原則、対面式とするが、感染症等の影響により対面式での開催が困難な場合はオンライン式での開催も可能とする。オンライン開催とする場合、使用ツール（アプリケーション）の選定及び参加企業への知識講習等を実施すること。

エ その他

開催予定日時は、大学生が集まりやすい時期とすること。また、受託事業者が、本事業とは別に市内大学生等を対象とした合同企業説明会を開催している場合に、本事業の掲載企業をブース出展参加させることをもって、合同企業説明会の開催とすることも可能とする。

(11) 内定者向け研修の開催

本事業を通じて令和 4 年春入社予定の内定者に対し、早期離職予防を目的とした

社会人としての基礎知識の習得や就業に際しての不安が払拭できる研修を実施すること。

ア 会場

市内中心部の利便性の良い会場を選定すること。

イ 定員

本事業による内定者のうち 60%以上（おおむね 30 人）を目標とする。

ウ 実施回数、実施時期

2 時間以上×1 回

研修の実施が効果的と思われる時期に設定すること。

なお、その時期に設定した根拠を示すこと。

エ 開催方法

原則、対面式とするが、感染症等の影響により対面式での開催が困難な場合はオンライン式での開催も可能とする。オンライン開催とする場合、使用ツール（アプリケーション）の選定及び参加企業への知識講習等を実施すること。

オ その他

受託事業者が、本事業とは別に同種の研修を開催している場合、当該研修に内定者を参加させることによって内定者向け研修の開催とすることも可能とする。

(12) 事業の進捗状況等報告

ア 定時報告

掲載を希望する各企業からの応募状況及び掲載決定状況等について、以下のとおり翌月 15 日までに本市に報告すること。

なお、令和 4 年 3 月分については、同年 3 月 31 日までに報告すること。

各報告に使用する様式については、受託事業者と本市の協議により別途設定する。

(ア) 企業からの応募と掲載

企業情報の就職支援サイトへの掲載応募状況について、掲載可否の他、業種や規模、採用希望人数を企業名や所在地などの基本的な情報等

(イ) 情報掲載企業へのエントリー等

掲載日以降の累計エントリー数や内定者数、内定辞退数、就職者数等

(ロ) 掲載企業への採用支援内容

掲載企業に実施した採用支援の概要等

イ 実施報告書の作成

業務完了後、掲載企業の業種・職種、本事業を知った認知経路、内定・就職決定者の目標と実績、各企業への支援内容とその効果、掲載企業への満足度調査、合同企業説明会やセミナーの実施報告などが盛り込まれた実施報告書を作成し、令和 4 年 3 月 31 日までに書面及び電磁データで本市に提出すること。詳細については、事前に本市と調整すること。

(13) 他事業の周知協力

本市では、就職を機会とした若者の道外流出の減少を目的として、本事業のほかに「奨学金返還支援事業」及び「インターンシップ促進事業」を実施している。

掲載企業の募集や合同企業説明会等の機会に両事業の周知を協力すること。

7 企画提案事項

(1) 企画提案の要点

ア 掲載サイトの特色・登録学生数

企画提案における掲載サイトの特色・登録学生数を記載すること。

イ 目標の設定

以下の達成目標を設定し、目標達成に向けての進捗状況については、定期報告の際報告すること。目標が達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

(ア) 掲載企業数

(イ) 採用充足率（採用者数／採用予定者数）

(2) 企業の募集

掲載企業を募集するための広報

(3) 企業の決定

掲載予定業種等

(4) 掲載内容

掲載の具体的な内容等

(5) 掲載期間

(6) 掲載企業の採用支援

採用支援の具体的な内容等

(7) 合同企業説明会の開催

(8) 内定者向け研修の開催

(9) 全体のスケジュール

1年間の流れが分かるように明示すること。

(10) 事業全体に関わる運営体制

事業の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など

(11) 企画提案の概要

「企画提案様式4」の様式に基づき、提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

(12) 実施に係る経費

事業実施に係る経費を提案すること。

8 その他

(1) 企業募集や内定者研修等において人が集まる際には、新型コロナウイルス感染を防止するためにも、「三密」を防止した環境を整えるとともに、参加者に対して手洗い・うがいの徹底及びマスク着用を指導する等、最大限の配慮を行うこと。

下記、厚生労働省のホームページを参照するとともに、感染防止に向けて、札幌市と協議をしながら事業を運営していくこととする。

【厚生労働省：新型コロナウイルス感染症ページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#k
okumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#k
okumin)

- (2) 本業務の事務に係わる経費等は全て受託事業者の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。
- (4) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「札幌市個人情報保護条例」の規定を遵守すること。
- (5) 札幌市主催事業に関しての周知等に協力すること。協力内容については随時、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。
- (6) 本事業は札幌市議会において令和３年度予算案が可決された場合に執行する。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 担当：平田、六角（電話 211-2278）